



(広情 79) F

平成 23 年 3 月 18 日

都道府県医師会

郡市区医師会

広報担当理事 殿

日本医師会

常任理事 石川 広



日医の情報発信について

謹啓

この度の東北地方太平洋沖地震において被災された方々に心よりお見舞い申し上げます。また、本会会務運営に際しましてご商配を賜り深く感謝申し上げます。

さて、ご承知の通り、日本医師会では、地震発生直後に会内に対策本部を立ち上げ、情報収集並びに情報発信に努めてまいりました。

一方で、情報がなかなか伝わらない等のご指摘をいただいているところでもございます。

現在、地震関連情報を日医ホームページに集約して掲載することとしております。

【東北地方太平洋沖地震に関連する情報（一般）】

<http://www.med.or.jp/etc/eq201103/>

【東北地方太平洋沖地震に関連する情報（会員専用）※要ユーザー名、パスワード】

<http://www.med.or.jp/japanese/members/>

つきましては、日医ホームページをご覧くださいますようお願い申し上げますとともに、貴管下会員の先生方にもご案内いただきますようお願い申し上げます。

謹白

小郡三井医師会より

救急医療担当理事 島田昇二郎
会長 蒲池 壽

東北地方太平洋沖地震:情報提供第十報

都道府県医師会 御中
都市区医師会 御中

平成 23 年 3 月 18 日 21:30
日本医師会

- ・日医災害医療チーム(JMAT)は18日10:30の時点で21チームが活動中。25チームが派遣準備中です。いろいろと放射能汚染が心配されていた福島県いわき市も含め、岩手、宮城、福島、茨城に散らばって活動しています。どのチームからも、生活物資の少なさ、医薬品、医療材料の不足を訴えています。日医では、被災地に対しての物流について政府に対し強く要望しています。テレビ報道より深刻な状況であり、道路状況や燃料流通など輸送の復旧は被災地にとっては喫緊の課題です。
 - ・医薬品輸送に関しては、派遣する前の JMAT チームに個別に搬送して戴くこともありますが、各地の薬剤倉庫には在庫がかなり残っているようです。それを搬送する人間と手段がないとのこと。日本医師会では三菱重工のご協力を得て、医薬品の搬送をヘリコプターで運ぶ方向です。日本製薬工業協会に対して薬品の供出を要望。メーカーから無償で集まった医薬品を被災地まで届くようにトラックやジェット機で運ぶ準備をしています。
 - ・検案担当医の派遣については、これまでに多くのご遺体を、医師・歯科医師・警察が身元確認しながら検視・検案作業を行っています。しかし被災地の警察本部の受け入れ体制には限界があります。既に多くのお申し込みがありますが、日程の調整が必要となっています。検案作業は今後長期に続くと思われるので、ご理解の上待機をお願いいたします。
 - ・対策本部では病院および有床診療所で被災患者の受け入れが可能かどうかの調査を実施します。被災地より患者の転送が必要になった場合の準備とします。
- 日本医師会災害対策本部（代表 03-3946-2121、衛星電話 090-4814-8385、FAX03-3946-6295、e-mail: syomuka@po.med.or.jp、深夜でも電話連絡可能）

○福島第1原発の被災で放射線被曝が心配されていますが、誤った情報でヨウ化カリウムの処方を希望する患者がみられます。いわき市などでは市が30万錠保有しているとのことですが、そもそも、原発から30km以上離れているいわき市では、現段階では使用する必要はありません。予測線量が100ミリシーベルトを越えた場合に予防的に服用しますが、特に40歳未満の者に一回だけ投与を行う。特に重要なのは小児であり、一回投与が原則であるのは、そもそもそのような汚染されているところに二日以上はいない方がよいからである。使用にはきちんとしたガイドラインがあり、いくつかの副作用もあることから、簡単には処方しないようにすべきです。

○避難所での健康管理、健康状況の把握が求められていますが、回診でのフォローや連携を考え、「避難所チェックリスト」「避難所トリアージカード」を作成しました。19日より順次、被災県医師会に搬送しますので、JMATチームに配分してください。

○JMATの目的で航空機を利用する場合、ANA、JALのご協力で日本のどこからの出発でも無料で利用できます。詳しくは発信文書を参照してください。

(これらの情報は日医HPでも閲覧できます。会員にはFAX転送をお願いします) 以上

東北地方太平洋沖地震:情報提供第十一報都道府県医師会 御中
郡市区医師会 御中平成 23 年 3 月 19 日 17:00
日本医師会

・昨夜から本日午前にかけて、日本医師会の一階ロビーに大量に医薬品が搬入されました。日本製薬工業協会から無償で提供された数億円分の医薬品で、本日 12:00 に米軍横田基地に向けてトラック 3 台で搬出。横田基地からは輸送機で仙台と花巻へ運ぶ予定。また同時併行で愛知県医師会が調達した約 800 キロの医薬品を、本日小牧空港より三菱重工のジェット機二機にて福島空港に搬送する計画も実施されている。空港に下ろされた医薬品はそれぞれの県医師会で分配する予定。

・3 月 18 日付けで厚生労働省から「福島県内からの患者の受け入れについて」という依頼が日本医師会にきています。これは福島県からの患者や避難の方を受け入れる際に①受け入れる施設の他の患者や医療従事者には影響がないこと、②原発から半径 20 ～ 30 キロ圏内の屋内待避の状況では人体に影響を及ぼすような数値の放射線量は確認できていない、③放射線除染証明書の提示を受け入れの条件としないこと、等を確認の上受け入れをお願いしています。

・本日 10:00 の時点で活動している JMAT の状況は、稼働中 33 チーム、準備中 28 チームとなっています。また、被災地でもある青森県医師会からも JMAT として岩手などに派遣したいと申し出が出ています。(詳細は次ページにあります。)

・日本医師会考案の JMAT が利用する「避難所トリアージカード」を被災県医師会と JMAT 派遣予定医師会に搬送する予定。是非利用してください。

日本医師会災害対策本部 (代表 03-3946-2121、衛星電話 090-4814-8385、FAX03-3946-6295、e-mail: syomuka@po.med.or.jp、深夜でも電話連絡可能)

○福島いわき市に投入された JMAT からの報告では、避難所では人が移動して少なくなったところもあり、少し落ち着き始めているとの印象。しかし避難所生活がいつまで続くか分からない状況の中で不安は続いている。街中では商店なども品数は少ないが、普段のように開店している。いわき市では被爆の問題が心配されているが、現在のところ毎時 1 マイクロシーベルトの放射の量であり、24 時間いたとしても 24 マイクロシーベルトです。病院のレントゲン技師は年間 50 ミリシーベルト (一日換算 137 マイクロシーベルト) 浴びても良いことになっておりますが、その数値からみますと、今のいわき市の現状に対しては心配はいらないこととなります。ヨウ化カリウムの内服開始 (100 ミリシーベルトに達するとき) からはほど遠い状況です。

○この間会員からいろいろなご意見を頂戴しています。例えば阪神大震災の時の体験から避難所に荷造り用の段ボールを用いてそれを接着テープで貼り合わせ、座った位置からは他が見えないようにするだけで、多少でもプライバシーを保てる空間を作り、居住環境を少しでも良くする。長期化する避難生活の中ではこのようなすぐに活用可能な提案は有効です。すぐ被災県に活用してもらうように提案しております。他にも活用できそうなご意見がありましたら対策本部にお願いいたします。

(これらの情報は日医 HP でも閲覧できます。会員には FAX 転送をお願いします) 以上

日本医師会災害医療チーム(JMAT)の活動について
(平成23年3月19日 10時現在)

○ 派遣中

33 チーム

	都道府県等	チーム数	派遣先	出発日・活動期間(予定)	備考
1	鹿児島県医師会	1	茨城(北茨城市役所救護所、北茨城市立総合病院)	3/17~3/20	
2	千葉県医師会	1	岩手	3/18~3/22	
3	全日本病院協会	11	宮城(気仙沼総合病院)	3/18~3/25	6チームで派遣期間が異なる
4	日本医療法人協会	1	宮城(気仙沼総合病院)	3/18~3/18	
6	長野県医師会	1	宮城(石巻)	3/18~3/21	
7	千葉県医師会	1	宮城(仙台:佐藤病院)	3/18~3/22	
8	富山県医師会	1	宮城(多賀城市:高崎中、文化センター)	3/17~3/23	
9	千葉県医師会	2	岩手	①3/18~3/21、②3/19~	
10	奈良県医師会	1	宮城(女川町)	3/18~3/21	
11	愛知県医師会	2	福島(いわき市医師会対策本部)	3/18~3/21	
12	鳥取県医師会	1	宮城(女川町)	3/18~3/25	
14	広島県医師会	1	宮城(女川町)	3/19~3/21	
15	石川県医師会	1	福島(福島市)	3/18~3/23	
16	新潟県医師会	2	宮城(塩釜市)	3/19~3/21	
17	埼玉県医師会	1	宮城(女川町)	3/19~3/21	
18	栃木県医師会	1	宮城(石巻市)	3/18~	
19	京都府医師会	2	福島(金沢若松市)	3/19~3/21	
20	東京都医師会	2	福島(相馬中央病院)	3/19~	
	計	33			

○ 派遣に向けて準備中

28 チーム

	都道府県等	チーム数	派遣先(予定)	出発日・活動期間(予定)	備考
1	山口県医師会	3	宮城(①南三陸町(志津川)、②気仙沼市、③女川町)	①3/24~3/27、②3/28~4/1、③4/14~17or4/20~24	
2	宮崎県医師会	2	宮城(多賀城市:高崎中、文化センター)	①3/23~3/28、②3/29~4/4	
3	愛媛県医師会	5	宮城(4チーム気仙沼市、1チーム未定)	①3/24~3/28、②3/30~4/1、③4/5~4/7、④4/12~4/14	
4	奈良県医師会	1	宮城(気仙沼市)	3/22~3/24	
5	京都府医師会	2	福島(いわき市)		
6	兵庫県医師会	2	宮城(石巻市:石巻中学校)	①3/21~3/25、②3/24~3/28	
7	長崎県医師会	2	茨城	①4/1~4/4、②4/4~4/7	
8	富山県医師会	1	福島(いわき市)		
9	東京都医師会	1	宮城(気仙沼市)	3/21~3/28	
10	東京都医師会	1	宮城(石巻市)	3/19~3/22	
11	鹿児島県医師会	3	茨城(北茨城市役所救護所、北茨城市立総合病院)	①3/20~3/23、②3/22~3/24、③3/23~3/26	
12	福岡県医師会	1	茨城(高萩協同病院)	3/20~22	
13	埼玉県医師会	1	宮城(雄勝町)	3/23~3/27	
14	奈良県医師会	1	宮城		
15	栃木県医師会	2	岩手		
	計	28			

東北地方太平洋沖地震:情報提供第12報都道府県医師会 御中
都市区医師会 御中平成23年3月20日15:00
日本医師会

- ・昨夜までに、日本医師会から送り込んだ大量の医薬品は、岩手、宮城、福島に無事に届けられました。日本製薬工業協会や愛知県医師会から提供された数億円分の医薬品です。被災地各県から不足の部分があったり、一時的な量ではあるが、医薬品が全くないという現状では大変助かったという連絡が入っています。
 - ・本日の時点で活動している JMAT の状況は、稼働中 35 チーム、準備中 26 チームとなっています。連休明けからは件数が少なくなってきました。まだまだ避難所生活が続いていますので、各県とも新しいチームをよろしくご検討ください。
 - ・3月15日に日本医師会から発出の文書で、被災地における保険診療関係、処方関係の注意がありますので、関係者等は周知してください。①保険医療機関等が全半壊したとき、「当該仮設医療機関等が場所的近接性および診療体制等から継続性が認められる場合は保険を扱って差し支えない」②通常の処方箋様式でない、医師の指示を記した文書などでも処方箋として扱え保険調剤可能。ただし、処方箋交付を受けた場所が救護所、避難センターなど明らかに保険医療機関以外の場合は調剤報酬は災害救助法により、県市町に請求。(2ページ目から原文を添付。要参照)
 - ・日本医師会考案の JMAT が利用する「避難所トリアージカード」を被災県医師会に搬送いたしました。JMAT チームの連携を強化して、必要な医療を確実に行うために作られています。現地で入手して是非利用してください。
- 日本医師会災害対策本部(代表 03-3946-2121、衛星電話 090-4814-8385、FAX03-3946-6295、e-mail: syomuka@po.med.or.jp、深夜でも電話連絡可能)

○3月22日(火)午後被災県も含めた東北各県の医師会長と災害対策担当者、日本医師会常勤役員とがテレビ会議にて現状の情報交換を行う予定。

○3月20日、福島県災害対策本部長である佐藤県知事から、「避難所生活を強いられている健康に不安のある高齢者等に対する医療対策や、地域の中核病院が二次医療機関として被災者等を円滑に受け入れができるような医師確保を含めた医療体制の強化」について日本医師会に特段の支援を正式に文書をもって要請してきました。

○岩手県からの情報:三連休なので多数の JMAT の申し出があり助かっているが、これ以上は受け入れられない状況である。ガソリンも昨日より入荷が始まったがまだ足りない状況。日医からの医薬品は大変助かったが、足りない薬もあるのでさらに情報を集めて依頼したい。

○宮城県からの情報:多くの JMAT (奈良、兵庫、香川) が支援してきている。香川の補液などが届き助かっている。日医の医薬品も届き一息ついていますが、足りないものはまた依頼したい。

○福島にも医薬品が届いたが、医薬品の届かない地域はまだ多いのでさらに追加が必要とのこと。本日中に調査して日医でも検討する予定。

(これらの情報は日医 HP でも閲覧できます。会員には FAX 転送をお願いします) 以上

(保234) F

平成23年3月15日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会副会長
中 川 俊 男

平成23年東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震の被災に伴う
保険診療関係等の取扱いについて

平成23年3月11日の平成23年東北地方太平洋沖地震及び同月12日の長野県北部の地震による被災に伴う保険診療関係等の取扱いについて、別添のとおり厚生労働省保険局医療課及び老健局老人保健課より通知されましたので取り急ぎご連絡申し上げます。

すでに、被災により被保険者証等を家に残してきたまま避難している等の理由により、保険医療機関等に提示できない場合であっても、保険診療を受けることができる取扱いについて、平成23年3月11日付け(保230)Fにてご連絡申し上げておりますが、保険診療におけるその他取扱い等について、下記のとおり示されましたので、よろしくご周知方お願い申し上げます。

記

1. 保険医療機関等の建物が全半壊した場合の取扱い

保険医療機関や保険薬局の建物が全半壊等し、これに代替する仮設の建物(仮設医療機関等)において診療又は調剤等を行う場合、当該仮設医療機関等が場所的近接性及び診療体制等から保険医療機関等としての継続性が認められる場合については、当該診療等を保険診療又は保険調剤として取り扱って差し支えない。

2. 保険調剤の取扱い

(1) 被災地の保険薬局において、次に掲げる処方せん(通常の処方せん様式によらない、医師の指示を記した文書等を含む)を受け付けた場合においては、それぞれに掲げる事項を確認したうえで、保険調剤として取り扱って差し支えないこと。

① 保険者番号、被保険者証・被保険者手帳の記号・番号の記載がない場合

被災により、被保険者証、健康手帳等を保険医療機関に提示できなかった場合であること。この場合、保険薬局において、加入の保険及び被用者保険の被保険者等にあつては事業所名、国民健康保険の被保険者及び後期高齢者医療制度の被保険者にあつては住所を確認するとともに、調剤録に記載しておくこと。

② 保険医療機関の記載がない場合

処方せんの交付を受けた場所を患者に確認すること。

なお、処方せんの交付を受けた場所が、救護所、避難所救護センターその他保険医療機関以外の場所であることが明らかな場合は、保険調剤として取り扱わず、下記(3)により取り扱われること。

- (2) 患者が処方せんを持参せずに調剤を求めてきた場合については、事後的に処方せんが発行されることを条件として、以下の要件のいずれにも該当する場合には、保険調剤として取り扱って差し支えない。

ア 交通の遮断、近隣の医療機関の診療状況等客観的にやむを得ない理由により、医師の診療を受けることができないものと認められること。

イ 主治医（主治医と連絡が取れない場合には他の医師）との電話やメモ等により医師からの処方内容が確認できること。

また、医療機関との連絡が取れないときには、服薬中の薬剤を滅失等した被災者であって、処方内容が安定した慢性疾患に係るものであることが、薬歴、お薬手帳、包装等により明らかな場合には認められるが、事後的に医師に処方内容を確認すること。

- (3) 災害救助法に基づく医療の一環として、救護所、避難所救護センター等で処方せんの交付を受けたと認められる場合には、当該調剤に係る報酬は救護所の設置主体である県市町に請求するものであること。

ただし、災害救助法が適用されている期間内において処方せんが交付され、調剤されたものであること。

- (4) なお、医薬食品局より発出されております3月12日付け「平成23年東北地方太平洋沖地震における処方箋医薬品の取扱いについて」（添付資料2）にかかわらず、保険調剤の取扱いは、当該通知（添付資料1）にかかる取扱いによること。

3. 定数超過入院について

「厚生労働大臣の定める入院患者数の基準及び医師等の員数の基準並びに入院基本料の算定方法について」の第1に基づき、被災地における保険医療機関の状況等を踏まえ、東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震で被災した保険医療機関及び被災地以外の地域の保険医療機関であって、被災者を受け入れたことにより定数超過入院となった保険医療機関にあつては、当面の間、同通知第1の2の減額措置は適用しない。

4. 施設基準の取扱い

- (1) 今回の東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震に伴い、被災者を受け入れたことで入院患者が一時的に急増等し入院基本料の施設基準が満たせなくなる保険医療機関及び被災地に派遣したことにより職員が一時的に不足し、入院基本料の施設基準が満たせなくなる保険医療機関については、「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」の規定にかかわらず、当該震災の被災者の入院診療を行った保険医療機関においては、当面の間、『月平均夜勤時間数』、『1日当たり勤務する看護

師及び准看護師又は看護補助者（看護要員）の数、看護要員の数と入院患者の比率並びに看護師及び准看護師の数に対する看護師の比率』については、当面の間、1割以上の一時的な変動があった場合においても、変更の届出を行わなくてもよいものとする。

- (2) 上記と同様の場合、DPC対象病院について、「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法の一部改正等に伴う実施上の留意事項について」に規定する『DPC対象病院への参加基準を満たさなくなった場合』としての届出を行わなくてもよいものとする。
- (3) (1)及び(2)の取扱いを受けた保険医療機関においては、被災者を受け入れたことにより入院患者が一時的に急増等したこと又は被災地に職員を派遣したことにより職員が一時的に不足したことを記録し、保管しておくこと。
- (4) 被災地域以外の保険医療機関についても、(1)から(3)までを適用するものとする。

5. 診療報酬の請求等の取扱いについて

カルテ及びレセプトコンピュータの全部又は一部が汚損又は滅失し、診療報酬を請求できない場合の概算請求及び保険者等が特定できない場合の診療報酬請求書の記載方法等については、厚生労働省より追って連絡される。

6. 訪問看護の取扱い

- (1) 訪問看護基本療養費（基本療養費）については、「訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」において、訪問看護指示書に記載された有効期間内（6か月を限度とする。）に行った指定訪問看護について算定する取扱いとされているところであるが、次の①から③のいずれにも該当する場合には、基本療養費の算定ができるものとする。
 - ① 平成23年3月11日以前に主治医の訪問看護指示書の交付を受けている利用者であること。
 - ② 医療機関等が東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震に係る災害救助法の適用市町村に所在する場合（東京都内に存する場合を除く。）であって、被災のため主治医と連絡が取れず、平成23年3月12日以降訪問看護指示書の交付を受けることが困難なこと。
 - ③ 訪問看護ステーションの看護師等が利用者の状態からみて、指定訪問看護が必要と判断し指定訪問看護を実施したこと。

なお、患者が主治医と連絡が取れる目途がない場合には、速やかに新たな主治医のもとで適切な治療を続けられるような環境整備を行うよう配慮すること。

- (2) 訪問看護管理療養費（管理療養費）については、訪問看護療養費の算定方法の留意事項通知において利用者に係る訪問看護計画書及び訪問看護報告書（計画書等）を主治医に提出するなど計画的な管理を継続して行った場合に算定する取扱いとされていると

ころであるが、保険医療機関等が東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震に係る災害救助法の適用市町村に所在する場合（東京都内に存する場合を除く。）であって、被災のため主治医と連絡がとれず、やむを得ず計画書等を主治医に提出することができない場合であっても、管理療養費の算定ができるものとしたこと。

- (3) 健康保険法上、居宅において指定訪問看護を行った場合、訪問看護療養費を算定する取扱いとされているが、東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震に係る災害救助法の適用市町村に所在する場合（東京都内に存する場合を除く。）であって、被災のため避難所や避難先の家庭等の居宅以外の場所で生活している場合においても、指定訪問看護を行った場合には算定ができるものとする。
- (4) 訪問看護ステーションは、前記(1)から(3)により指定訪問看護を実施した場合は、その旨を訪問看護記録書に記録しておくこと。
- (5) なお、介護保険法に基づく指定訪問看護についても、上記と同等の取扱いとすること。

<添付資料>

- 1. 平成23年東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震の被災に伴う保険診療関係等の取扱いについて
(平23.3.15 事務連絡 厚生労働省保険局医療課・老健局老人保健課)
- 2. 平成23年東北地方太平洋沖地震における処方箋医薬品の取扱いについて
(医療機関及び薬局への周知依頼)
(平23.3.12 事務連絡 厚生労働省医薬食品局総務課)

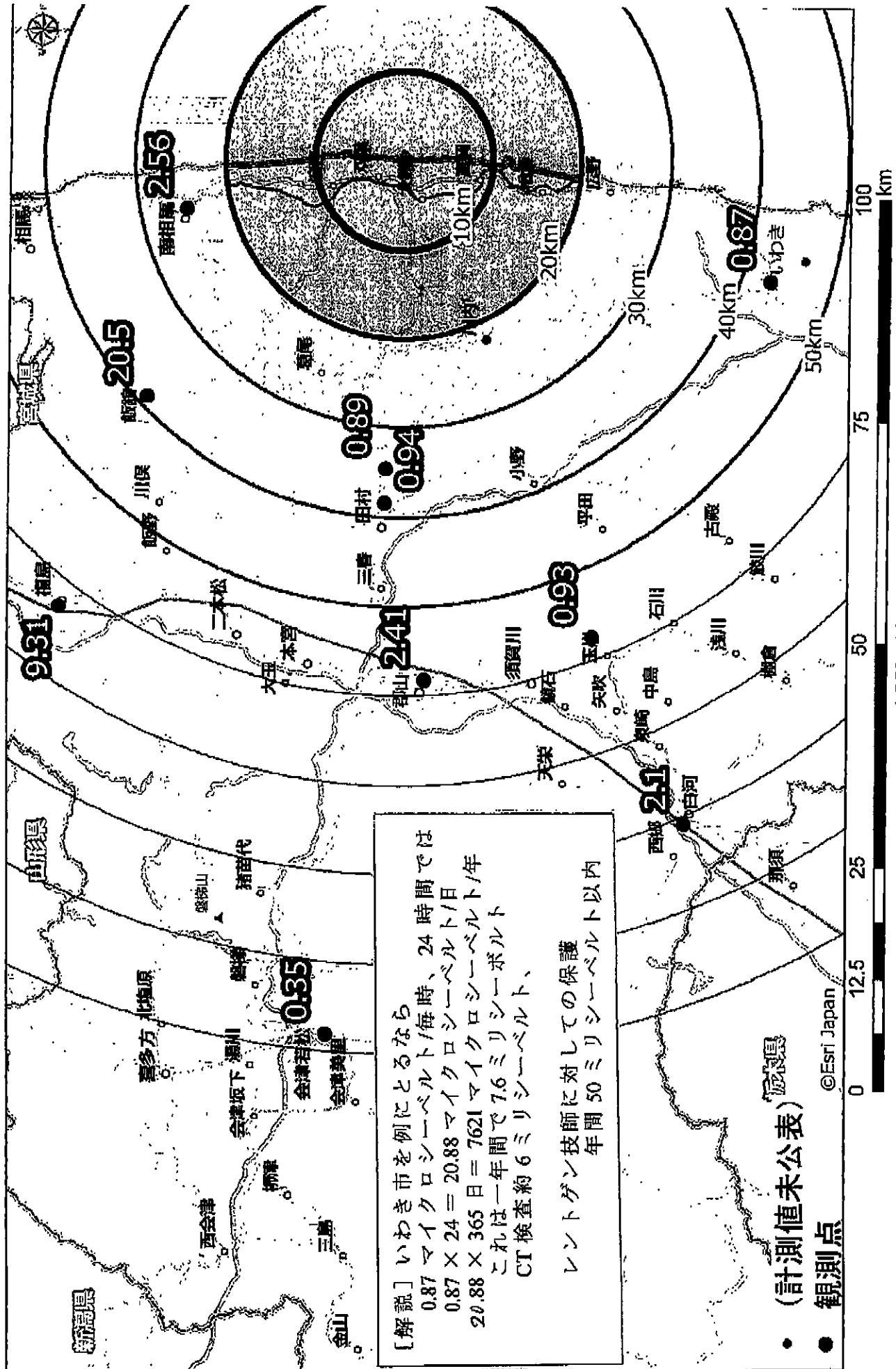
日本医師会災害医療チーム(JMAT)の活動について
(平成23年3月20日 13時現在)

○ 派遣中 35 チーム

	都道府県等	チーム数	派遣先	出発日・活動期間(予定)	備考
1	鹿児島県医師会	1	茨城(北茨城市役所救護所、北茨城市立総合病院)	3/17~3/20	
2	千葉県医師会	1	岩手	3/16~3/19	
3	全日本病院協会	11	宮城(気仙沼総合病院)	3/16~3/25	各チームで派遣期間は異なる
4	日本医療法人協会	1	宮城(気仙沼総合病院)	3/16~3/18	
5	長野県医師会	1	宮城(石巻)	3/18~3/21	
6	千葉県医師会	1	宮城(仙台・佐藤病院)	3/18~3/20	
7	宮崎県医師会	1	宮城(多賀城市:高崎中、文化センター)	3/17~3/23	
8	千葉県医師会	1	岩手	3/18~	
9	奈良県医師会	1	宮城(南三陸町)	3/18~3/21	
10	愛知県医師会	2	福島(いわき市医師会対策本部)	3/18~3/21	
11	島根県医師会	1	宮城(石巻市渡波小学校)	3/18~3/25	
13	石川県医師会	1	福島(福島市)	3/18~3/23	
14	新潟県医師会	2	宮城(塩釜市)	3/19~3/21	
15	埼玉県医師会	1	宮城(女川町)	3/19~3/21	
16	栃木県医師会	1	宮城(石巻市)	3/18~	
17	京都府医師会	2	福島(会津若松市)	3/19~3/21	
18	東京都医師会	2	福島(相馬中央病院)	3/19~	
19	東京都医師会	1	宮城(石巻市)	3/19~3/22	
20	鹿児島県医師会	1	茨城(北茨城市役所救護所、北茨城市立総合病院)	3/20~3/23	
21	奈良県医師会	1	宮城(南三陸町)	3/19~3/21	
12	福岡県医師会	1	茨城(高萩協同病院)	3/20~22	
	計	35			

○ 派遣に向けて準備中 26 チーム

	都道府県等	チーム数	派遣先(予定)	出発日・活動期間(予定)	備考
1	山口県医師会	3	宮城(①南三陸町(志津川)、②気仙沼市、③女川町)	①3/24~3/27、②3/28~4/1、③4/14~17or4/20~24	
2	宮崎県医師会	2	宮城(多賀城市:高崎中、文化センター)	①3/23~3/29、②3/29~4/4	
3	愛媛県医師会	5	宮城(4チーム気仙沼市、1チーム未定)	①3/24~3/28、②3/30~4/1、③4/5~4/7、④4/12~4/14	
4	奈良県医師会	1	宮城(気仙沼市)	3/22~3/24	
5	京都府医師会	2	福島(会津若松市)		
6	兵庫県医師会	2	宮城(石巻市:石巻中学校)	①3/21~3/25、②3/24~3/26	
7	長崎県医師会	2	茨城	①4/1~4/4、②4/4~4/7	
8	富山県医師会	1	福島(いわき市)		
9	東京都医師会	1	宮城(気仙沼市)	3/21~3/28	
11	鹿児島県医師会	2	茨城(北茨城市役所救護所、北茨城市立総合病院)	①3/22~3/24、②3/23~3/26	
13	埼玉県医師会	1	宮城(雄勝町)	3/23~3/27	
14	奈良県医師会	1	宮城		
15	栃木県医師会	2	岩手		
16	千葉県医師会	1	岩手		
	計	26			



福島県 環境放射能測定値 (暫定値) (第111報) 3/20 (日) 8:00
 単位: マイクロシーベルト/時間

東北地方太平洋沖地震:情報提供第13報

都道府県医師会 御中

郡市区医師会 御中

平成23年3月21日11:00

日本医師会

・3月20日厚労省発出通知を転送

「工業用ガスボンベを医療用ガスボンベとして使用することについて」3月14日厚労省医薬食品局監視指導・麻薬対策課より。やむを得ず工業用酸素ガスボンベを一定の条件のもと使うことが可能。あくまでも黒色の酸素ボンベに限ります。同課より同日「麻薬および向精神薬の処方箋取り扱いについて」受診困難、処方箋交付困難の場合に、麻薬小売業者が麻薬施用者の医師に連絡し患者の状況を報告するなどして麻薬・向精神薬の交付を可能とするもの、さらにそのことは県境を越えても可とされている。また、同局より薬事法において禁止されている、医療機関の間での医薬品及び医療機器の販売について、被災に関連する病院や診療所に対する融通については医事法違反とならない。などの通知がありました。(これらは県医師会に通知として送られていますので詳細はそちらでご覧ください)

・JMATについては現状派遣・準備チームも含めて90以上となっていますが、まだまだ多数の方の避難所生活が続いており、さらに病弱者も含まれていますので、各県とも新しいチームを結成し被災者の健康を守るためによりよくご検討ください。

*次号からJMATで活動され先生からの通信を2ページ目に順次載せます。

(これらの情報は日医HPでも閲覧できますが、会員にFAX転送をお願いします)

日本医師会災害対策本部(代表 03-3946-2121、衛星電話 090-4814-8385、FAX03-3946-6295、e-mail: syomuka@po.med.or.jp、深夜でも電話連絡可能)

○3月22日(火)午後に被災県も含めた東北各県の医師会長と災害対策担当者、日本医師会常勤役員とがテレビ会議にて現状の情報交換を行う予定。他県医師会事務局からもその模様を聴取できるように準備をお願いする予定である。

○連休明けには交通の状況が改善する見込みですが、今後のJMATチーム支援については避難所の巡回診療、救護所の維持などが中心となります。その点では、避難所がある県医師会や郡市区医師会との連携がきわめて重要となり、今まで以上に連絡を取り合っていく予定です。今後は食料などの物資ではなく、避難所から移動できない人々、残っている人々に対して、衛生的な観点や医療支援が継続的に届くことが、避難している方の健康を守ることにになります。現時点では県医師会も被災現場の郡市区医師会との連絡は安定的となってきたことですので、日本医師会で一定の日程上の調整をし、あとは県医師会で詳細なコントロールをして戴くようにしています。例えば県医師会・郡市区医師会では派遣先の県が異なっても、避難所巡回診療のチームを継続的に組み、すべての避難所にチームが回るようにしてもらっています。そのために、今まではすぐにも支援が可能な方でJMATを構成しておりましたが、今後は派遣先の県医師会でも継続的に計画して戴ければよりよい支援が可能となります。また、継続的な支援体制を組むためには他の病院団体や大学病院などとの連携も重要となりますのでその点での協議の場を日本医師会では準備していきます。

以上

日本医師会災害医療チーム(JMAT)の活動について

(平成23年3月21日 午前0時現在)

○ 派遣中

43 チーム

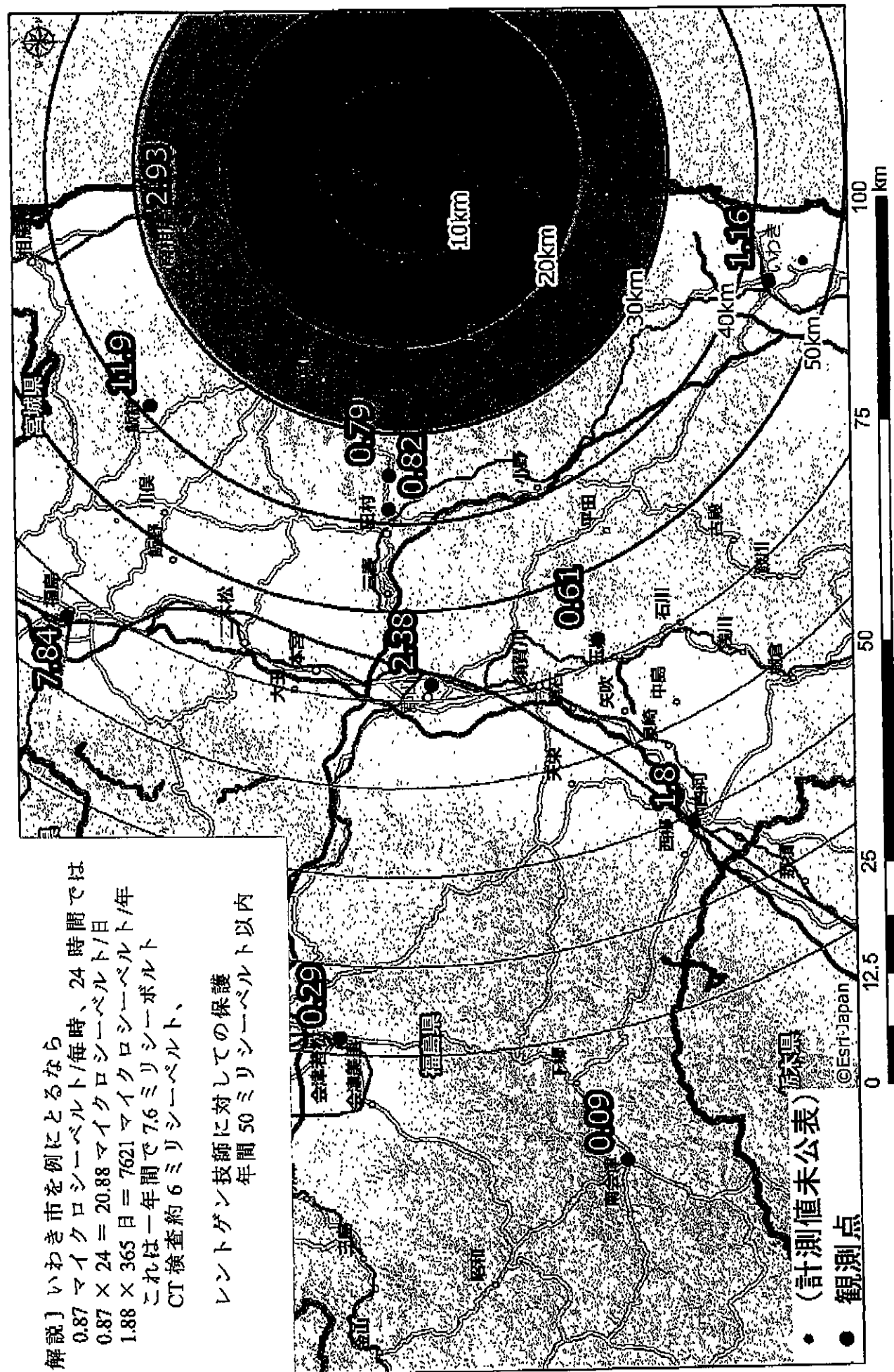
	都道府県等	チーム数	派遣先	出発日・活動期間(予定)	備考
1	鹿児島県医師会	1	茨城(北茨城市役所救護所、北茨城市立総合病院)	3/17~3/20	
2	千葉県医師会	1	岩手	3/16~3/19	
3	全日本病院協会	12	宮城(気仙沼総合病院)	3/16~3/25	各チームで派遣期間は異なる
4	日本医療法人協会	1	宮城(気仙沼総合病院)	3/16~3/18	
5	長野県医師会	1	宮城(石巻)	3/18~3/21	
6	千葉県医師会	1	宮城(仙台:佐藤病院)	3/18~3/20	
7	宮崎県医師会	1	宮城(多賀城市:高崎中、文化センター)	3/17~3/23	
8	宮崎県医師会	1	宮城	3/20~3/25	
9	千葉県医師会	1	岩手	3/18~	
10	奈良県医師会	1	宮城(南三陸町)	3/18~3/21	
11	愛知県医師会	2	福島(いわき市医師会対策本部)	3/18~3/21	
12	島根県医師会	1	宮城(石巻市渡波小学校)	3/18~3/25	
13	石川県医師会	1	福島(福島市)	3/18~3/23	
14	新潟県医師会	2	宮城(塩釜市)	3/19~3/21	
15	埼玉県医師会	1	宮城(女川町)	3/19~3/21	
16	栃木県医師会	1	宮城(石巻市)	3/18~	
17	京都府医師会	2	福島(会津若松市)	3/19~3/21	
18	東京都医師会	2	福島(相馬中央病院)	3/19~	
19	東京都医師会	1	宮城(石巻市)	3/19~3/22	
20	鹿児島県医師会	1	茨城(北茨城市役所救護所、北茨城市立総合病院)	3/20~3/23	
21	奈良県医師会	1	宮城(南三陸町)	3/19~3/21	
22	福岡県医師会	1	茨城(高萩協同病院)	3/20~22	
23	兵庫県医師会	2	宮城(石巻市:石巻中学校)	3/21~3/25	
24	東京都医師会	1	宮城(石巻旧北上町)	3/21~3/28	
25	東京都医師会	1	宮城(石巻市)	3/20~22	
26	岡山県医師会	1	宮城(南三陸町)	3/20~27	
27	富山県医師会	1	福島(いわき市)	3/19~	
	計	43			

○ 派遣に向けて準備中

50 チーム

	都道府県等	チーム数	派遣先(予定)	出発日・活動期間(予定)	備考
1	山口県医師会	3	宮城(①南三陸町(志津川)、②気仙沼市、③南三陸町)	①3/24~3/27、②3/28~4/1、③4/14~17or4/20~24	
2	宮崎県医師会	2	宮城(多賀城市:高崎中、文化センター)	①3/23~3/29、②3/29~4/4	
3	愛媛県医師会	5	宮城(4チーム気仙沼市、1チーム未定)	①3/24~3/26、②3/30~4/1、③4/5~4/7、④4/12~4/14	
4	奈良県医師会	1	宮城(気仙沼市)	3/22~3/24	
5	京都府医師会	3	福島県		
6	兵庫県医師会	2	宮城(石巻市:石巻中学校)	3/24~3/26	
7	長崎県医師会	2	茨城	①4/1~4/4、②4/4~4/7	

8	鹿児島県医師会	2	茨城(北茨城市役所救護所、北茨城市立総合病院))	①3/22~3/24、②3/23~3/26	
9	埼玉県医師会	1	宮城(雄勝町)	3/23~3/27	
10	奈良県医師会	1	宮城(南三陸町)	3/24~3/27	
11	栃木県医師会	2	岩手		
12	千葉県医師会	1	岩手		
13	岐阜県医師会	2	福島県	3/25~3/28	
14	愛知県医師会	1			
15	大阪府医師会	1	岩手県		
16	群馬県医師会	1			
17	埼玉県医師会	1			
18	長野県医師会	4	岩手県(県立宮古病院)		
19	福井県医師会	12			
20	福岡県医師会	1			
21	熊本県医師会	1			
22	神奈川県医師会	1			
	計	50			



【解説】 いわき市を例にとるなら
 $0.87 \text{ マイクロシーベルト/毎時} \times 24 \text{ 時間} = 20.88 \text{ マイクロシーベルト/日}$
 $20.88 \times 365 \text{ 日} = 7621 \text{ マイクロシーベルト/年}$
 これは一年間で7.6ミリシーボルト
 CT検査約6ミリシーベルト、

レントゲン技師に対しての保護
 年間50ミリシーベルト以内